

# 粉体工学会誌投稿規程

一般社団法人粉体工学会

## 1. 総 則

- 1.1 この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）定款第5条の(2)にしたがって刊行する学会誌の一つである粉体工学会誌（以下、和文誌という）に投稿される原稿の取扱と掲載決定後の諸事項に関して定めるものである。
- 1.2 和文誌は粉体工学に関連した諸分野における価値ある研究論文と、会員に有用な情報を提供するものを掲載する。
- 1.3 投稿資格は原則として本会会員に限る。ただし、一般記事に関してはこの限りではない。
- 1.4 和文誌に掲載された論文、一般記事の著作権は本会に属する。和文誌に掲載された文章、図・表・写真などを、他の著作物に翻訳・翻案・複製など転載することは本会の著作権に係わるので、予め編集委員会に申し出てその承諾を得なければならない。転載許可を得た後、和文誌掲載内容を転載した他の著作物に、出典を明記しなければならない。
- 1.5 和文誌の論文、一般記事中に他の著作物から文章、図・表・写真などを転載する場合は、当該著作物の著者および出版者の許可を予め得て、出典を明記しなければならない。他の著作物の記事を引用する場合には、引用文献などに記載し、出典を明記しなければならない。
- 1.6 和文誌は粉体工学会誌編集委員会（以下、和文誌編集委員会という）が編集を行う。

## 2. 原稿の種別

### 2.1 論文

次の3種類とし、いずれも未発表のものに限る。誌上では、研究論文および技術論文は区別せず、単に「論文」として掲載する。なお、研究ノートは「研究ノート」として掲載する。

#### 2.1.1 研究論文

独創的な研究で、学問的に価値ある結論あるいは事実を含むもの。

#### 2.1.2 技術論文

実用に役立つ価値あるデータ、現象あるいは考え方を含むもの。

#### 2.1.3 研究ノート

研究論文、技術論文に準ずる内容を持つ短報。公表する価値は十分あるものの研究データ等が量的に少ない研究成果など。

### 2.2 一般記事

和文誌編集委員会から執筆を依頼することを原則とする。

#### 2.2.1 総説および解説

#### 2.2.2 技術資料

#### 2.2.3 講座・講義

#### 2.2.4 研究・技術情報

#### 2.2.5 その他

## 3. 投 稿

- 3.1 投稿にあたっては、本規程および粉体工学会誌投稿の手引き（以下、手引きという）に従って原稿を作成しなければならない。
- 3.2 原稿は手引きに定めた書式一覧表に従って提出されなければならない。
- 3.3 手引きは和文誌編集委員会が作成する。

## 4. 審 査

- 4.1 研究論文、技術論文または研究ノートとして投稿された原稿は2名以上の査読者によって審査され、その採否は原稿の種別を含めて和文誌編集委員会が決定する。
- 4.2 前項以外の原稿は和文誌編集委員会の校閲を受け、採否が決定される。

4.3 和文誌編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることが出来る。訂正を求められた原稿が3ヶ月以内に再提出されず、何の連絡もない場合には撤回したものと見なされる。

#### 5. 掲載決定原稿の取扱

5.1 掲載が決定した原稿は著者校正を2回行う。2回目の時点では印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは原稿になかった字句等の挿入は原則として認めない。

5.2 和文誌発行後、著者から正誤訂正の申し出があった場合、和文誌編集委員会で検討し、それが適当と認めたものについては時期を定めて掲載する。

#### 6. 掲載料等

6.1 和文誌に掲載された論文および研究ノートの著者は本会会計規程が定める掲載料を本会に支払わなければならない。また、最少50部の抜刷りを購入しなければならない。

6.2 一般記事については掲載料を徴収しない。ただし、個人あるいは団体から和文誌編集委員会に特別に掲載を依頼された記事については、本会会計規程に則り、掲載料を徴収する場合がある。

#### (附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

#### (付記)

平成30年2月17日 制定 (理事会承認)

平成30年9月 1日 改定 (理事会承認)